

生地甲達第13号
平成18年4月24日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

移動交番運用要領の制定について

最近、都市周辺部の大型店舗、複合型店舗出店地区や住宅団地等の造成に伴い、これらの地域における治安の確保については、当該地域を所管する交番・駐在所（以下「交番等」という。）を拠点とした警察活動のみでは十分とは言えない実情にある。

このため、本県ではこれらの地域に対しては、主として警ら用無線自動車によるパトロールの強化により対応してきたところであるが、今回、更に移動交番車を計画的かつ効果的に運用して地域住民の安全と安心感を醸成するため、新たに「移動交番運用要領」を制定し、平成18年5月1日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

記

第1 目的

この要領は、福井県地域警察の運営に関する訓令（平成18年福井県警察本部訓令第30号）第47条に定める移動交番車の効果的な運用を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

- 1 大型店舗、複合型店舗出店地区とは、いわゆるショッピングセンター等が相互に近距離に建設され、買い物等のため、多数の人が行き来する地域をいう。
- 2 住宅団地等とは、公営及び私営の集合住宅団地、宅地分譲地などをいう。
- 3 移動交番活動とは、移動交番車により、1及び2の地区を計画的に巡回し、又は一定の場所に駐車して交番等における業務に準ずる活動を行うことをいう。
- 4 移動交番車とは、移動交番活動に従事する車両をいう。

第3 活動

移動交番は、次の活動を行うものとする。

- 1 警戒及び警ら
- 2 急訴事案の処理
- 3 防犯、事故防止等の指導又は連絡
- 4 願届の受理
- 5 地理案内
- 6 警察相談及び警察広報
- 7 地域住民の要望等の把握

8 安全情報発信等の地域の実情に応じた活動

9 その他署長の命じる事項

第4 運用

署長は、常に管内実態を把握し、移動交番を開設する必要があると認めるときは、移動交番車を効果的に運用した地域警察活動を行わなければならない。

第5 活動地域及び開設場所の指定

1 署長は、次のいずれかに該当するもののうち、必要と認める地域を移動交番活動地域（以下「活動地域」という。）として指定するものとする。

- (1) 交番等からおおむね1キロメートル以上離れた住宅団地等及び工業団地
- (2) 駅前及び人出の多い行楽地域等
- (3) 住民から交番等の設置又は警ら要望等のある地域
- (4) 事件・事故等の発生が多い地域
- (5) その他特に警戒活動の強化を必要とする地域

2 署長は、移動交番活動の効果と住民の利便を考慮し、活動地域内の交通事情、地域状況等を検討のうえ、移動交番開設場所を設定するものとする。

第6 開設場所の表示及び開設の基準

1 移動交番の開設場所には、看板（移動交番開設中）等を掲出するなどして当該地域を往来する人に周知するものとする。

2 移動交番の開設は、原則として1活動区域につき週1回以上行なうものとする。

第7 運用計画

1 移動交番車は、毎月次の事項を内容とした移動交番車運用計画（別記様式1号）を定め、計画的に運用するものとする。

- (1) 活動地域ごとの運用の重点、活動の方法及び勤務日
- (2) 活動地域ごとの移動交番開設場所、開設時刻及び回数

2 移動交番車運用計画は、毎月末までに翌月分を策定し、勤務計画とともに本部の地域課長を経由して本部長に報告しなければならない。

第8 運用の特例

署長は、緊急配備、緊急突発事案、雑踏警備、犯罪の予防又は交通指導取締りの活動のため必要があると認めるときは、活動地域外において移動交番車を運用することができる。

第9 車両の管理等

移動交番車の管理は、当該警察署の責任において、福井県警察の車両管理に関する訓令（昭和50年福井県警察本部訓令第2号）の規定により行うものとする。

第10 運用上の配慮事項

移動交番車の運用に当たっては、次の事項に配慮し、効果的に行なわなければならない。

- 1 活動区域ごとに住民の要望及び利便等を考慮すること。
- 2 あらかじめ開設日時等を住民側に十分周知を図ること。
- 3 取扱い事案の多寡等により、安易にその運用を省略させないこと。
- 4 移動交番車には、地域警察幹部はもとより、必要に応じて他課（係）員、女性警

察官等の同乗等を行なわせること。

第 11 活動上の留意事項

移動交番活動に従事する職員は、次の事項に留意しなければならない。

- 1 住民との融和を図り、その信頼確保に努めること。
- 2 当該所管区員又は他課（係）員との緊密な連携を保持すること。
- 3 開設時の広報を積極的に行うこと。
- 4 要望、願届、相談等には適正かつ誠実に処理すること。ただし、その場で処理できない事項は、主管課（係）又は所管区員に速やかに引き継ぐこと。
- 5 無線機は、常時開局し、呼び出しに対する応答又は傍受体制を保持すること。

第 12 活動結果の記録

移動交番活動に従事した警察官は、その都度、移動交番勤務日誌（別記様式第 2 号）にその結果を記録しておくこと。

第 13 報告

署長は、月間ごとの移動交番車の活動状況を移動交番活動結果報告書（別記様式第 3 号）により、毎月本部の地域課長を経由して本部長に報告しなければならない。

様式省略